

業務用冷凍空調機器をお使いの皆様へ

業務用冷凍空調機器（第一種特定製品）の管理者には下記の責務があります。

※業務用冷凍空調機器...業務用の冷蔵・冷凍機器、業務用のエアコンなど。

◆管理者とは

機器の保守・修繕の責務がある者（下表参照）

所有及び管理の形態	管理者となる人
自己所有・自己管理の場合	機器の所有者
リース契約の場合	機器の使用者 (リース会社ではない)
保守点検、メンテナンス等の管理業務を委託している場合	委託元の機器の所有者 (委託先のメンテナンス会社ではない)

※所有者と使用者のどちらが管理者にあたるかわからない場合は、契約書等を確認してください。機器の保守・修繕の責務がある者が管理者となります。

◆管理者の責務（使用時）

①点検の義務

	製品区分	圧縮機に用いられる電動機の定格出力（※1）	点検の頻度
簡易点検	全ての業務用冷凍空調機器	—	3ヶ月に1回以上
定期点検（※2）	冷蔵・冷凍機器	7.5kW以上	1年に1回以上
		50kW以上	1年に1回以上
	エアコン	7.5kW以上50kW未満	3年に1回以上

※1 定格出力が不明な場合はカタログを確認するかメーカーにお問い合わせください。

※2 定期点検は専門業者に依頼して実施してください。

②点検等の記録の保存

- ・点検、修理、冷媒の充填・回収等の履歴を記録、保存してください。
- ・点検等の記録は**機器を廃棄した後も3年間保存**してください。

③漏えい時の義務

- ・冷媒の漏えい・機器の故障を確認した場合は、修理を行うまでは原則フロン類の充填は禁止です。
- ・専門業者に修理、フロン類の充填を依頼してください。

◆管理者の責務（廃棄時）

- ・機器を廃棄する際には**専門業者にフロン類の回収を依頼してください**。
- ・フロン類の回収証明ができない機器は廃棄できません。
- ・廃棄物・リサイクル業者に機器の処分を依頼する際には、引取証明書の写しを渡してください。

※引取証明書とは専門業者がフロンを回収した際に発行する書面のことです。

◆備考

- ・違反した場合は**罰則の適用対象**となる場合があります。
- ・詳細は環境省のポータルサイト(<https://www.env.go.jp/earth/furon/>)をご確認ください。

お問い合わせ先

奈良県 水循環・森林・景観環境部
環境政策課 生活環境係

TEL：0742-27-8734

FAX：0742-22-1668